

サテライトオフィス等



立地促進奨励金

佐野市では、テレワーク等の導入による新しい働き方の定着を促進し、地域経済の活性化と市内への移住者・定住者の増加を図るため、市内でサテライトオフィス等を開設し、運営を行う方に対して奨励金を交付します。

1 名称	佐野市サテライトオフィス等立地促進奨励金
2 補助金額	月額2万円（年間最大24万円） ※サテライトオフィス等の運営に要する経費の2/3となります。
3 補助対象経費	サテライトオフィスやワーキングスペース等の運営に要する経費 インターネット回線使用料／電気・電話料金／オフィスの賃料・入居費 備品等のリース料／設備等の保守点検費／警備業務の委託費 受付担当従業員の人件費／利用促進のための広告宣伝費 など
4 対象事業者	次のいずれかの要件に該当する法人または個人事業者 ○市内に自らのサテライトオフィスを整備・開設している市外の法人 ○市内で自らワーキングスペース等を開設・運営している法人または個人事業者（市内・市外限定なし。） ○市内の空き物件等をサテライトオフィス・レンタルオフィス等に整備・改修し、賃貸を行っている法人または個人事業者（市内・市外限定なし。） ※賃貸物件が空室の期間のみ補助対象（入居があった日以降は補助対象外） ○市内で賃貸されてるサテライトオフィス・レンタルオフィスに入居している市外の事業者等
5 補助要件	・新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が全国に拡大された令和2年4月16日以降に整備・開設され、運営等が行われていること ・奨励金の交付申請をした日から起算して2年以上、引き続きサテライトオフィス等として運営等を行う見込みがあること ・市が実施する広報活動へ物件情報やテレワークの取組み内容等を公表することに同意できること ・全ての市税に滞納がないこと ・サテライトオフィス等の運営が関係法令や公序良俗に違反していないことなど

【お問合せ】 佐野市 産業政策課

TEL : 0283-20-3040

市ホームページの
事業者支援情報はコチラ

